

核発電事故問題では「責任・倫理・道徳」を無視する政界・経済界・メディアたち
～国際シンポジウム「福島原発で何が起きたか～安全神話の崩壊」に参加して

川本幸立

8月30日、31日は東大・駒場で開催された国際シンポジウム「福島原発で何が起きたか～安全神話の崩壊」（主催：同実行委員会、共催：原子力資料情報室・東大「人間の安全保障」プログラム・高木仁三郎市民科学基金他、協賛：プラント技術者の会他）に参加しました。

シンポジウムの目的は、①科学的・技術的観点から、現時点で到達し得る福島原発事故の真相に迫る、②この巨大事故を引き起こした原発政策を検証しいかに安全性がないがしろにされてきたかを明らかにする、③これらを踏まえ、改めて核に関わる技術と市民社会の在り方を検証し世界に発信しよう、というものです。

2日間、朝9時半から午後6時過ぎまで、4つセッション（①「福島第一原発で何が起きたか」②「放射能汚染の現状」③「日本の原子力政策と安全神話の形成」④「核をめぐる科学・技術のあり方」）が行われ、各分野の第一人者である講演者・報告者・コーディネーターはあわせて22名（内、海外は3名（米・独・豪）、参加者は会場いっぱいの約400名でした。実に充実した2日間であり、私に今後検討すべきさまざまなテーマを示唆してくれました。

印象に残った報告、発言を私なりに要約したものを以下に箇条書きにします。

1. 総合的な政策決定では市民と科学者は対等・平等

討論空間のあり方として、科学的な知見（合理性）を活かしながら総合的な政策判断（道理性）を行う場合、科学性（合理性）は「科学者の責任」の範疇だが、道理性では市民と科学者は対等・平等だ。ICRP（国際放射線防護委員会）は明らかにこの合理性と道理性を混同している。（船橋晴峻氏）

2. 原子力の「平和利用」という神話も打ち破る

福島原発事故後、日本の核燃料サイクル政策について、「核拡散」＝核兵器開発計画を危惧する立場から、国際社会は日本の独善的な姿勢に対し、不信感を強めている。原子力の「安全神話」だけでなく「平和利用」という神話も打破すべきだ。そして脱・反原発と核廃絶をセットで考え、「核拡散」問題に本腰を入れて取り組むべきだ。（フィリップ・ワイト氏）

3. 原発の利用に倫理的根拠はない

ドイツで原発を推進してきたキリスト教民主同盟を率いるアンゲル・メルケル首相は、福島事故を受けて2022年度までに原発ゼロとする方針を示した。

ドイツでは原発撤退の期限を2030年代までの延期を連立与党が決定した6か月後に福島事故が起こった。メルケル首相は、事故後数日中に稼働期限を延長する計画の施行の一時停止、17基ある原発のうち最も古い8基の原子炉の停止を命じた。さらに原子力安全委員会に対しドイツの原子炉の安全性に関する報告書の提出を求めるとともに、福島事故後のエネルギー問題を検討するために「安全なエネルギー供給に関わる倫理委員会」を設置した。安全性の議論は安全委員会で行われ、宗教界を含めた社会分野のリーダーを中心に構成される倫理委員会でも道徳性の議論が行われた。倫理委員会のレポートでは、①次の世代に廃棄物処理の課題を残すことは倫理的問題である、②原子力は事故時、他のエネルギーよりも危険である、③原発の事故ゼロは不可能である、ことなどを根拠に「原発の利用に倫理的根拠はない」と指摘し、脱原発の方向を示した。(ミランダ・シュラーズ氏)

4. このままでは敗戦処理と同じてつを踏むことになる

原発は「犠牲のシステム」の上に成り立つ以上、倫理的に正当化できない。犠牲とは①過酷事故による犠牲、②被曝労働による作業員の犠牲、③ウラン採掘の際の被曝労働や環境汚染による犠牲、④放射性廃棄物による被曝の犠牲、などを意味する。一方、事故は「人災」でありながら、責任を負うものが一人も存在しないかのごとく全てが進行している。一方で、「総ざんげ論」「自業自得論」がみられる。このままでは敗戦処理のてつを踏むことになる。原発主義の清算をしなければならない。責任を負うべきはだれか？カール・ヤスパースのナチスドイツの戦争責任の区分（①刑法上の責任、②政治上の責任、③倫理・道徳上の責任、④形而上の責任（神の前で各人が問われるもの））に照らせば、②「政治的責任」は為政者の行為により生じたもので地位と関与の大きさにより責任を負うべきものである。「政治的な埒外はない」ことを考えれば有権者も負うべきものである。その政策に反対していたとしてもその結果責任から免れることはできない。③の倫理的責任には学者、マスメディアの責任、「だました側の責任」「だまされた側の責任」などがある。本来、大学の責任は成熟した政治判断ができる市民を育むことにある。(高橋哲哉氏)

5. 「社会のカナリア」としての科学者の責任と市民の眼

ドイツの「安全なエネルギー供給のための倫理委員会」の根幹的立場は「持続可能性と責任こそが倫理的論議を規定する」というものだった。原発にはエネルギーの安定供給という名目がある。そうした目先の利益のみを優先した結果、長期にわたってその負担を背をわされることになるのは未来世代である。これで、持続可能な人間社会を構築できるのか。人類の未来は現代の状況の上に築かれている。未来を見据えた選択がなされてこそ、未来に対する私たちの責任が全うされる。「持続的可能性」のキーワードは、①共時性（現在）

と通時性（過去から未来へ）の思考、②予防措置原則、③被害者・弱者・少数者の立場を尊重する（反功利主義）、である。科学者は「社会のカナリア」として、問題に対して警告を発する立場にある。そのためには想像力を発揮し、内容をすべて公開し、真実に対し忠実（知的な誠実さ）であるべきだ。それが科学者の社会的責任であり、それは科学者を見つめる「市民の眼」があって果たされるものだ。（池内了氏）

以上

2012年9月7日

8月30日～31日の国際シンポジウム（福島原発で何が起きたか）に参加して

藤崎良次

はじめに

シンポジウムでの発言は、「事故調査については国会事故調査委員、政府事故調査委員、民間事故調査委員」、「放射能については放出放射能、汚染水、除染、医学」、「海外からは米国の原発技術、オーストラリアの反核運動、ドイツから環境政策」、「その他哲学、倫理学、原子力委員会」等の関係者から行われ、目配りが利き総合的網羅的であった。この度の福島事故から私達は、多くの教訓を得なければならないと思う。

国会事故調査委員会

その中で、印象に残った事を一つ上げると、「福島事故は人災である」と報告した**国会事故調査委員会**（国会事故調）である。これまで、国会にこのような調査機関が出来た事はなく、今回の事故調査委員会が憲政史上初めてであり、国会が立法して設置した。国会事故調の事務局に電話で尋ねたところ、法律でこのような調査機関を作ってはいけないとの取り決めも、作っても良いとの取り決めもなかったとのことである。実際、国会法を調べてみても見当たらない。

しかし、考えてみると、**憲政史上初とは大変に奇妙な**ことである。国会が専門家等による独立した調査委員会を作るのは初めてというのである。国会議員は多種多様な人がおり、その方面の専門家もいないわけではない。しかし、国会は衆議院、参議院に分かれており、各議員は各委員会にも所属し、日常業務も多忙である。この様な中で、専門知識も必要とされる調査を行うには国会議員は最適とは思えない人々である。無論、政策を検討、立法するのは国会議員の本務である。しかし、科学技術的な調査、議論は、専門家に任せるのが適切である。シンポジウムでも指摘があったが、科学技術論と政策論は分けて議論すべきと考えられる。

実は、**この事は地方議会にも言える**。地方自治法第138条では、議会事務局の設置が示されている。そして、議会の附属機関は議会事務局だけであると判断され、附属の調査機関設置は、総務省が違法と判断しているとして、ほとんど地方自治体に設置されてこなかった。最近、地方分権により、ごく一部の自治体議会には附属の調査機関が設置されているが、総務省は黙認をしているようである。

行政の調査機関

一方、**行政は多くの審議会等の調査機関を持ち、**諮問をして答申を受け取って行政運営に活用している。実態は、強力な事務局主導による運営が問題視されているところである。原子力委員会などでは一部の委員を外した秘密会議も開かれていた。この例を見

でも、行政による調査機関は、行政の都合の良い方向に進まざるを得ないと容易に考えられる。これは地方自治体でも同様である。

議会の役目

議会は、行政のチェックも重要な仕事である。そのために、**議会も専門家を活用して政策的な判断をすべきである。**

この事を**阻害しているのは何か**を考えてみるのは重要である。そもそも、議会で定め設置できる調査機関なので、議員がこの設置を嫌っていると考えられる。この様な調査機関が充実して、国民や市民が直接に意見をぶつけるようになると、議員の存在価値が下がると考えられる。また、議員の仕事が減ると考えられ、議員定数の削減にも通じる心配が出てくる。この調査機関未設置は、国民、市民にとっては利益があるのだろうか？

海外の例

実は海外では、先進国のほとんどの**国や自治体議会の付属機関としてオンブズマン制度**があり、調査権限が付与され専門的に通年で、国民、市民などからの意見により又独自にも調査を行ない、その調査結果を公表し勧告も行っている。オーストラリアのある市では、議員定数を減らしたら、議員が多忙過ぎて困るので、仕事を一部肩代わりしてもらうためにオンブズマン制度を作ったとの事でもあった。

官僚支配

日本では、国や自治体を**官僚が支配**していると言われている。その理由は、専門知識を持った人々を行政が調査機関の中に取り込んで、それを権威にして行政運営、政策の検討もし、立法も内閣提出として行っているからであると考えられる。地方自治体でも、条例は首長提案がほとんどであり同様である。私達は専門家を、国民市民の立場で活用する必要がある。そのためには、議会に通年で機能する調査機関を設置し専門家を活用し、議会や市民がそれを適切に利用する必要があると思う。そのような積み重ねによって、第二の福島事故を防ぐことになると思う。

以上。

2012.9.8

森田泰正

原発事故の自業自得的責任論について

原発事故責任について高橋哲哉氏は、その講演「犠牲のシステムー責任をめぐる一考察」の冒頭、原発に異議を申し立ててこなかった殆ど全ての国民に責任があるという“総懺悔論”及び誘致して経済的恩恵を受けてきた地元民が被害者ぶるのはおかしいという“自業自得論”を否定された。さもないと氏が展開する哲学的責任論が始まらないからである。

然しながら私は、総懺悔論はともかく自業自得論は一概に否定するのではなくその構造を吟味する必要があると考える。

特に今回の大飯 3,4 号機の再稼働については地元民が果たした役割は決定的に大きい。すなわち事前調査で地元民の 60%が再稼働に賛成し、それが福井県知事をして再稼働を容認せしめたのであり、逆にそれが 40%そこそこであれば、知事は再稼働を認めることは出来なかったであろうと思うと地元民の責任は重い。

私は 60%が大飯 3,4 号機の再稼働に賛成し、その結果重い責任を負った地元民を批判する心算はない。

60%の賛成を 40%に下げること、このことが電力業界が目論む再稼働を阻止するもつとも有効な途であると思う。

そのためには仕事・暮らしが再稼働・重い責任かという厳しい選択の場から地元民を解放しなければならない。

具体的には国民がエネルギー産業としての原発は、今や斜陽産業であるという認識を持つこと及びその対策を講ずることである。

1960 年代は日本のエネルギー需給構造が、石炭から石油に転換した時代である。重大な事故や深刻な争議を経て日本の炭鉱の大部分が閉山した。

すなわちエネルギー産業としての石炭は斜陽化したのであり、国民はその社会・経済的ショックを吸収するために、産炭地振興法を作り多額の税金を注ぎこまざるを得なかった。

今やエネルギー産業としての原発は 1960 年代の石炭と同じく淘汰される運命にあり、原発推進・維持派がどう足掻いてもこの状況には抗し難い。

この認識に基づいて我々国民は、「原発立地振興法」を制定し、原発再稼働を無しで済ませるべく税金を投入する必要がある。

具体的には夫々の適性に依じて、原発立地に風力、太陽光・熱、地熱他の自然エネルギープラントを建設することが望ましい。

こうしたインセンティブによって原発に替わるジョブを創設し、地元民を仕事・暮らし・再稼働・重い責任かという過酷な選択から解放することによって脱原発が実現するのだと思う。

以上